

令和8年度

# M & A 加速化支援補助金

スムーズな事業承継を後押しするため、第三者承継に係る費用の一部を支援します。

対象者	・ 交付決定日以降、事業承継する者
主な要件	1. 次の（１）から（８）までの、全ての要件に該当すること （１）経営資源を他者に譲り渡す予定の中小企業者（個人事業主を含む。以下「被承継者」という。）であること。 （２）福井県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けながら事業承継に取り組む被承継者であり、かつ、同センターからの推薦を受けたものであること。 （３）個人にあつては１年以上継続して市内に住所及び事業所を有している者であり、法人にあつては１年以上継続して市内に主たる事業所を有している者であること。 （４）第三者承継のために企業概要書を作成する者であること。 （５）交付決定日の属する年度から３年度以内に第三者への事業承継を検討している者であること。 （６）市税を滞納していないこと。 （７）これまでに M&A 加速化支援補助金要綱に基づく交付決定を受けたことがないこと。 （８）福井市暴力団排除条例（平成 23 年福井市条例第 2 2 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと。 2. 支店・支社・フランチャイズチェーン店、のれん分け等としての事業でないこと
補助限度額	5万円（補助率 1/2 以内）
補助対象経費	・ 企業概要書作成費用 ※交付決定日以降に着手（発注等）した経費が補助対象となります。
申請方法	・ 福井県事業承継・引継ぎ支援センターに、問い合わせをお願いします。 ・ 申請書等の様式は、同センターにて配布します。 ・ 申請書類提出後の書類の差し替え、追加提出は原則できません。 ・ 提出された申請書等は返却いたしません。
その他	・ 詳細は M&A 加速化支援補助金交付要綱、同要領を参照願います。 ・ 予算額に達した時点で受付を終了します。

【お 問 い 合 わ せ】 ○福井県事業承継・引継ぎ支援センター  
福井市西木田 2-8-1（福井商工会議所ビル 8 階）  
TEL：0776-33-8279 / Mail：[info@fukui-shoukei.go.jp](mailto:info@fukui-shoukei.go.jp)  
○福井市 商工労働部 商工労政課  
福井県福井市宝永 2 丁目 4-10  
TEL：0776-20-5325 / Mail：[syoukou@city.fukui.lg.jp](mailto:syoukou@city.fukui.lg.jp)